

# 1. 計画策定の主旨

## 1.1 計画の背景

昨今、日本国内では東日本を襲った大規模地震をはじめ、国内各地で頻繁に発生する局地的な集中豪雨、暴風などによる災害の発生により、都市の安全性への要請が高まり、地域の結びつきも活かした防災力の強化とともに、災害への備えが必要となってきています。

多摩市では、戦後急増する電力・通信需要、多摩ニュータウンの開発等に伴い、多くの電柱が建てられてきました。その結果、電柱が林立することで景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げにもなっています。地震や大型台風などの災害時には、電柱が倒れて道路がふさがり、避難や救助活動の妨げになることが予想されることから、無電柱化の重要性が一層高まっています。

また、無電柱化は、良好な都市景観を創出し、まち歩きを促す仕掛け等に加え、開かれた空間の設置など多様な人々の出会い・交流を通じてイノベーションの創出につなげる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す「ウォークアブル推進都市」の形成にも寄与するものです。

このようなことから、2016（平成28）年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という）において、無電柱化を推進する上での意義・目的・役割分担・責務が明確にされ、国の「無電柱化推進計画」を基本として、都道府県及び市町村は、無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努力義務として規定されています。

多摩市では、市道の防災性・快適性の向上のため、「多摩市無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を推進していきます。



2003（平成15）年9月台風14号

（出典：国土交通省HP）



2019（令和元）年9月台風15号

（出典：千葉県HP）

写真-1 災害時の電柱倒壊事例

## 1.2 計画の目的

無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標等を定め、多摩市の市道における無電柱化の推進に向けた施策等を明記し、「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」に資することを目的とします。

しかし、限られた予算の中で計画的かつ効率的に事業を推進するためには、対象路線に優先順位を設け、整備を行う必要があります。

多摩市無電柱化推進計画では、優先的に無電柱化を整備していく路線を設け、市民の理解・協力を得ながら、より円滑に無電柱化を推進します。

### 1.3 計画の位置付け

多摩市無電柱化推進計画は、無電柱化法第8条第2項において、策定が努力義務とされている「市町村無電柱化推進計画」に相当するものです。

多摩市の上位計画である「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」では、道路の防災性・快適性の向上のため、無電柱化事業に取り組むとして位置付けています。

また、「多摩市都市計画マスタープラン」を踏まえたまちづくりに関する計画であり、道路整備に関する基本的指針を示している「多摩市道路整備計画」、「多摩市地域防災計画」の関連計画として位置付けます。

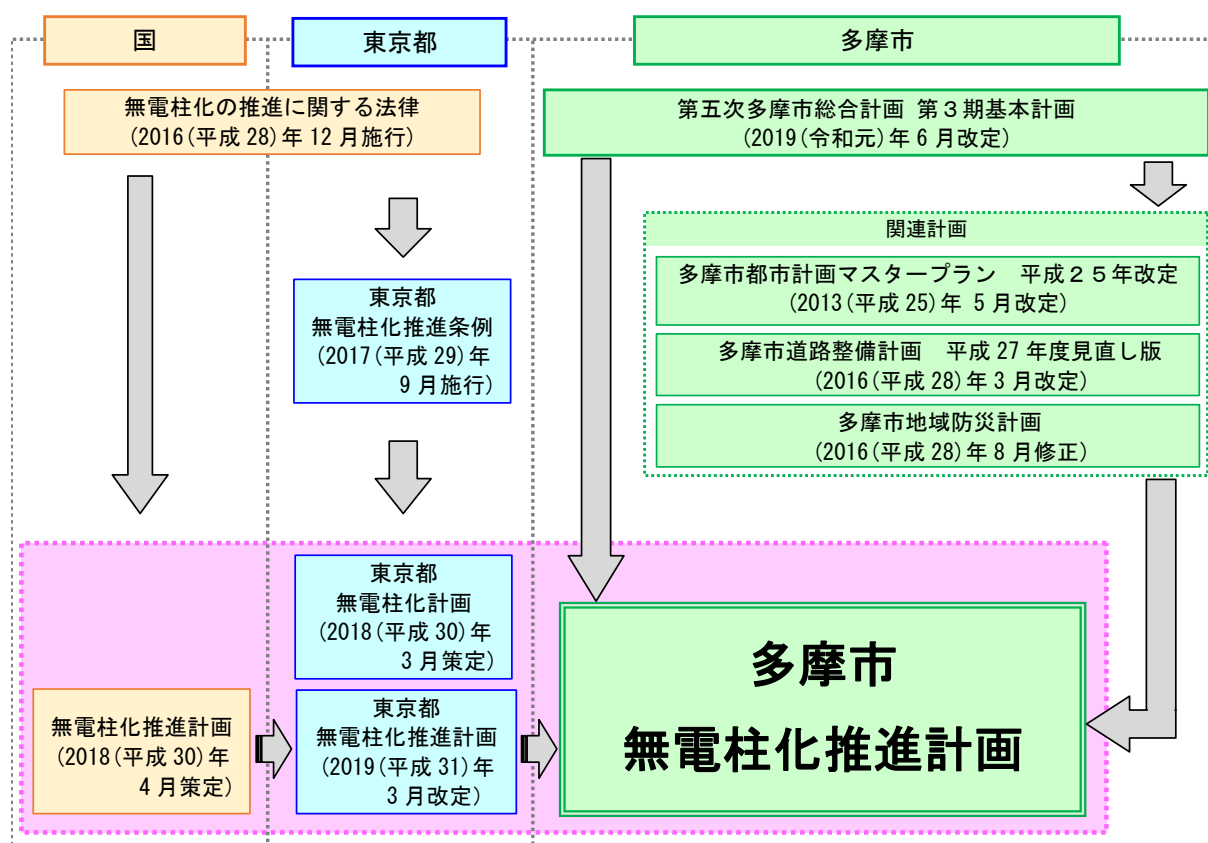


図-1 多摩市無電柱化推進計画の位置付け

### 1.4 計画期間

多摩市無電柱化推進計画は、2020（令和2）年度を初年度とし、多摩市道路整備計画の目標年次に合わせ2026（令和8）年度までの7ヵ年を計画期間とします。

また、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多摩市都市計画マスタープランなど、関連する計画の改定に合わせて、必要に応じて部分的な見直しや更新を検討します。

## 1.5 国や東京都における無電柱化の動き

### (1) 国の無電柱化の動き

#### 1) 無電柱化推進計画（2018（平成30）年4月策定）

基本的な方針は、「増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期」として、無電柱化を推進するものとしています。計画期間は、2018（平成30）年から2020（令和2）年の3ヵ年とし、以下の目標を達成するため、約1,400kmの無電柱化を計画しています。

【無電柱化の推進に関する目標】	無電柱化率
① 防災：都市部（D I D）内の第1次緊急輸送道路	34%→42%
② 安全・円滑な交通確保：バリアフリー化の必要な特定道路	15%→51%
③ 景観形成・観光振興	
：世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	37%→79%
：重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	26%→74%
：景観法に基づく景観地区等を代表する道路	56%→70%
④ オリンピック・パラリンピック関連	
：センター・コア・エリア内の幹線道路	92%→完了

#### 2) 法律の施行

「無電柱化法」が2016（平成28）年12月に施行されました。この中では、無電柱化を推進する7つの施策が挙げられ進められています。

- ① 広報活動・啓発活動
- ② 無電柱化の日（11月10日）
- ③ 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
- ④ 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- ⑤ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑥ 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- ⑦ 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

#### 3) 推進委員会の設置

2017（平成29）年1月から、学識経験者で構成された「無電柱化推進のあり方検討委員会」を開催し、中長期的な観点から、今後の無電柱化を推進する方向性などについて審議を行なっています。

中間取りまとめとして、以下の5項目を整理し、各々具体的な施策を提示しています。

- ① 多様な整備手法・コスト縮減の促進等
- ② 財政的措置等
- ③ 占用制度の的確な運用
- ④ 関係事業者間の連携の強化
- ⑤ 国民の理解・協力

## (2) 東京都の無電柱化の動き

### 1) 無電柱化推進計画(2019(平成31)年3月策定)

「東京都無電柱化計画～電柱のない安全・安心な東京へ～」として、無電柱化計画を2018(平成30)年3月に策定しました。これを踏まえ、第7期の「東京都無電柱化推進計画」の計画期間を2年延伸し、2020(令和2)年度までに進める無電柱化方針を以下に示しています。

#### ① オリンピック・パラリンピック関連路線の完了

東京2020大会開催に向けて、センター・コア・エリア内や競技会場等周辺の無電柱化完了に向けて整備を行っていく。

#### ② 都市防災機能の強化に寄与する路線の重点整備

緊急輸送道路、環状七号線内側、区市町村庁舎、防災拠点病院を結ぶ都道など「都市防災機能の強化」に寄与する路線を選定し、重点的な整備を行っていく。

#### ③ 良好な都市景観の創出に向けた無電柱化を実施

主要駅周辺において、美しい街並みの形成を目指すものとして、整備を行っていく。

#### ④ 区市町村道の無電柱化の促進

歩道の狭い区市町村道における無電柱化を促進していく。

## 2) 条例の施行

「東京都無電柱化推進条例」が2017(平成29)年9月に施行されています。条例に基づき、東京都の管理する都道や指定区間外国道や臨港道路全線での電柱の新設禁止を実施しています。今後は、関係事業者に対して既存電柱の撤去について促す取組みを進め、電柱の抑制に努めることとなっています。